

# 身体拘束等の適正化のための指針

社会福祉法人 仁愛会

## 1. 施設における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束の適正化に向けた意識を持つての支援に努めます。

### (1) 指定障害者支援施設等における運営基準の身体拘束等禁止の規定

施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない、とされています。

### (2) 緊急やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで、身体拘束を行わない支援を提供することが原則です。しかしながら、以下の3つの要件の全てを満たす場合には、必要最低限の身体拘束を行う場合があります。

- ① 切迫性 : 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性 : 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③ 一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

## 2. 身体拘束等の適正化に関する基本方針

### (1) 身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として利用者に対する身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

### (2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、「身体拘束適正化検討委員会」を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人又は家族への説明と同意を得て行います。

また身体拘束を行った場合は、その状況について経過を記録し、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

### (3) 日常の支援における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以上のことに取り組みます。

- ① 利用者主体の行動・尊厳のある生活に努めます。
- ② 言葉や対応等で、利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。
- ③ 利用者の思いを汲みとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応を行います。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。やむを得ず安全確保を優先する場合は、「身体拘束適正化検討委員会」において検討します。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか常に振り返りながら、利用者主体的な生活をしていただけるように努めます。

## 3. 身体拘束適正化に向けた体制

### (1) 身体拘束適正化検討について

当施設では、身体拘束の廃止及び適正化に向けた「身体拘束適正化検討委員会」を設置します。

- ① 設置目的
  - ・施設内での身体拘束廃止及び適正化に向けての現状把握及び改善についての検討
  - ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
  - ・身体拘束を実施した場合の解除の方法検討
  - ・身体拘束廃止に関する取り組みの全職員への指導
- ② 身体拘束適正化検討委員会の構成員
  - ・施設長
  - ・総務課長
  - ・施設支援課長
  - ・施設支援課長補佐
  - ・支援係長
  - ・サービス管理責任者
  - ・看護係長
  - ・管理栄養士
  - ・その他、施設長が必要と認める者

※ 委員会の責任者は施設長とし、当日参加可能な委員で構成する。
- ③ 身体拘束適正化検討委員会の開催
  - 定期的に年3回（4か月に1回）委員会を開催します。
  - その他、必要時には随時開催します。

#### 4. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、以下の手順に従って実施します。

##### (1) カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、「身体拘束適正化検討委員会」を中心として、関係職員が集まり、身体拘束を行うことを選択する前に、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。

要件を検討・確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成します。

##### (2) 利用者本人や家族に対する説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

また、身体拘束の同意期間を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と締結した内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施します。

##### (3) 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。その記録は2年間保存し、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにします。

##### (4) 拘束の解除

(3)に規定する記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、契約者、家族に報告します。

<身体拘束禁止の対象となる具体的な行為>

- ・徘徊しないように、車椅子や椅子・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- ・点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- ・点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ・車椅子・椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける

- ・立ち上がる能力のある人に、立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- ・脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着させる
- ・他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・行動を落ち着かせるために、抗精神薬を過剰に服用させる
- ・自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する

## 5. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

支援に関わる全ての職員に対して、身体拘束等の適正化に向け、利用者の人権を尊重した支援の励行を図り職員教育を行います。

- ① 定期的な教育・研修（年1回以上）の実施
- ② 新任者に対する身体拘束等の適正化のための教育・研修の実施
- ③ その他、必要な教育・研修の実施
- ④ 上記、教育・研修の実施内容については記録を残す

## 6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、利用者又は家族等関係者からの求めに応じていつでも閲覧できるようにします。また、法人のホームページにも掲載し、公表することとします。

附則 令和4年4月1日制定